

公 告

防衛省共済組合北宇都宮支部
支部長 中 藺 伸 吾
(公 印 省 略)

北宇都宮駐屯地におけるカーシェアリングの設置及び経営を行う業者の
募集について

北宇都宮駐屯地におけるカーシェアリングの設置及び経営を行う業者を次のとおり募集する。

1 公募に付する事項

- (1) 業務件名
カーシェアリングの設置及び経営
- (2) 業務場所
栃木県宇都宮市上横田町1360（陸上自衛隊北宇都宮駐屯地内）
- (3) 業務期間
令和9年1月（予定）から令和13年12月31日までの間

2 応募資格

- (1) カーシェアリングの経営をしている者であること。
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (4) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

- (9) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (10) その他
細部については、募集要領及び仕様書を参照

3 募集期間及び募集要領等の取得方法

- (1) 募集期間
令和8年7月15日（水）から令和8年8月13日（木）
- (2) 電子データによる取得方法
陸上自衛隊東部方面会計隊HP（「東部方面会計隊 公募」で検索）
<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/koubo.html>
北宇都宮駐屯地HP（「北宇都宮駐屯地 公式」で検索）
<https://www.mod.go.jp/gsdf/kitautunomiya/>
- (3) 上記によりがたい場合は5項の「問い合わせ先」に連絡されたい。

4 説明会

公募に関する説明会は実施しない。質問事項は5項の問い合わせ先に連絡されたい。

5 問い合わせ先

〒321-0106 栃木県宇都宮市上横田町1360
防衛省共済組合北宇都宮支部 長谷川
電 話 028-658-2151（内線250、252）
F A X 028-658-2151（切替514）
e-mail adm-su-avnsh@inet.gsdf.mod.go.jp